

平成25年兵庫県立大学大学院看護学研究科規程第1号
兵庫県立大学大学院看護学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第6号）第4条に規定する専決事項として研究科長が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に斬新的・創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする。

- 2 看護学専攻博士前期課程（修士課程）（以下「博士前期課程」という。）においては、広い視野に立って看護学の精深な学識を授け、高度な専門性を有する看護の実践能力や研究者としての基礎能力を養うものとする。
- 3 看護学専攻博士後期課程においては、看護学の分野における創造性豊かな研究者として、広い視野のもとに自立して研究活動を行うために必要な、高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 4 共同災害看護学専攻一貫制博士課程においては、人間の安全保障を共通理念とし、人々の健康社会構築と安全・安心・自立に寄与するため、学際的・国際的指導力を発揮し、災害看護に関する多くの課題に的確に対応・解決する能力を養うものとする。

(コース)

第4条 大学院学則第2条第2項の規定による看護学専攻博士前期課程には、高度実践看護コース、研究コース及び次世代看護リーダーコースを置く。

(授業科目及び単位の計算)

第5条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項は、看護学専攻博士前期課程にあつては別表第1のとおり、看護学専攻博士後期課程にあつては別表第2のとおり、共同災害看護学専攻一貫制博士課程にあつては別表第3のとおりとし、教職課程にあつては別表4のとおりとする。

- 2 授業科目の単位の計算については、次の基準のとおりとする。
 - (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実習については、別に定める。

(指導教員)

第6条 学生の履修、研究及び論文の指導のため指導教員を置く。

- 2 指導教員は、専門分野を担当する専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、研究科委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上で、研究科長が認められた教員をもって充てることができる。
- 3 指導教員は、学生の研究を指導し、あわせて学生の授業科目の履修などに適切な助言

を行うものとする。

- 4 指導教員の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科長は、委員会の意見を聴いた上で変更を認めることがある。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の指導のもとに、毎学期の所定の期日までに履修願(様式第1号)を学務所管課に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。
- 3 履修願提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときは指導教員と当該担当教員の承認を得て、研究科長に変更を願出することができる。研究科長は前記の変更にあたっては委員会の意見を聴いた上で行う。

(単位の認定)

第8条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

(学位論文の指導)

第9条 学位論文の指導については、学位論文研究計画書(以下「計画書」という。)を作成する段階から専門分野の指導教員を主査とし、学生の研究内容に応じて、研究科長が承認した複数の副査による指導体制をとる。研究科長は、前記の承認にあたっては委員会の意見を聴いた上で行う。

- 2 主査は、副査と連携をとりながら研究指導にあたるものとし、学位論文の計画書の作成並びに研究課題における学生の指導及び相談等においては、主たる指導者としての役割と責任を担うものとする。
- 3 副査は、主査の要請を受けながら、研究方法や内容等について、学生の指導及び相談を行いながら、研究が円滑に進むように支援するものとする。

(転学)

第10条 大学院学則第22条第1項の規定により、他の大学院に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課へ提出しなければならない。

- 2 大学院学則第22条第2項の規定により、本研究科に転学を希望する者は、所定の期日までに転学許可願を学務所管課に提出しなければならない。

(転研究科)

第11条 研究科長は、学生が他の研究科に転研究科を希望する旨を申し出たときは、委員会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により転研究科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 他の研究科の在 student で本研究科に転研究科を希望する者があるときは、選考の上、相当年次に転研究科を許可することができる。
- 4 前項の選考に関し、必要な事項は委員会の意見を聴いた上で研究科長が別に定める。

(他研究科の授業科目の履修)

第12条 学生は、他研究科の授業科目の履修をしようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定により、他研究科の授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、委員会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

(他大学院学生の受入れ)

第13条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他大学院学生が本研究科における履修を願い出たときは、委員会の意見を聴いた上でこれを許可することができる。

(修士論文又は博士論文)

第14条 所定の期間在学した学生は、修士論文又は博士論文を提出することができる。

2 大学院学則第25条第3項、第27条第3項及び第28条第3項の規定により修士論文又は博士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。

(最終試験)

第15条 大学院学則第25条第3項、第27条第3項及び第28条第3項の規定により最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文又は博士論文を提出した者について行う。

(養護教諭専修免許状)

第16条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による養護教諭専修免許状を取得しようとする者は、同法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令26号）の定めるところにより、第5条に定める教職課程科目単位を履修しなければならない。

(成績の評価及び判定)

第17条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。
- 4 学位論文の評価は、第1項の規定を準用することとし、最終試験は合格、不合格をもって表す。
- 5 前項の規定にかかわらず共同災害看護学専攻の学位論文の評価は、合格、不合格をもって表す。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、履修方法については看護学研究科で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に当該研究科に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、公立大学法人兵庫県立大学の設立に伴い廃止された兵庫県立大学看護学研究科規則(兵庫県立大学看護学研究科規程第1号)の規定の例による。

附 則(平成26年3月13日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月11日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成25年度及び平成26年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則(平成28年2月10日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学した者に適用し、平成25～27年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附則(平成29年3月7日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成25～28年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則(平成30年3月14日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成25～29年度の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則(平成30年10月11日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(平成30年12月12日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から試行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第3は、この規程の施行日以後に入学したものに適用し、平成30年度以前の入学者については、従前の定めるところによる。

附 則（平成 31 年 2 月 13 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 30 年度以前に入学した者の成績の評価については、第 17 条第 1 項第 3 号の規程にかかわらず、従前の定めるところによる。

別表第1(第5条関係)

看護学専攻博士前期課程(修士課程)

授業科目の名称		配当年次	単位数(必修)	単位数(選択)	単位数(自由)
授 業 科 目 の 概 要	〔看護学共通科目〕				
	実践看護論	1	2		
	看護研究法Ⅰ	1	2		
	看護研究法Ⅱ	1		1	
	看護研究法Ⅲ	1		1	
	〔看護学関連教養科目〕				
	哲学的人間学Ⅰ	1		2	
	心理療法原論	1		2	
	保健経済学	1		2	
	保健統計学	1		2	
	臨床疫学	1		2	
	保健福祉学	1		2	
	運動処方論	1		2	
	教育学特講	1		2	
	国際保健学	1		2	
	英語エッセイの書き方	1		2	
	〔分野別共通科目〕				
	看護倫理	1		2	
	看護と保健政策	1		2	
看護教育論	1		2		
看護管理	1		2		
地域保健活動論	1		2		
看護コンサルテーション	2		2		
看護ヘルスアセスメント	1		2		
家族看護学	1		2		
臨床病態診断学特論	1		2		
看護病態学特論Ⅰ	1		2		
ベッドサイドの臨床薬理	1		2		
〔分野別専門科目〕					
<看護基礎科学分野> (がん看護学)					
がん看護論	1		2		
症状緩和論	1		2		
がん治療看護論	1		2		
緩和医療学概論	1		2		
治療看護エビデンス検索演習	2		2		
がん治療的看護介入演習	1		2		
がん高度実践看護実習Ⅰ	1		2		
がん高度実践看護実習Ⅱ	2		2		
がん高度実践看護実習Ⅲ	2		2		
がん治療看護実習Ⅰ	1		2		
がん治療看護実習Ⅱ	1		2		
特別課題演習(がん看護学)	2		2		
看護学特別研究Ⅰ(がん看護学)	1		2		
看護学特別研究Ⅱ(がん看護学)	2		2		
看護学特別研究Ⅲ(がん看護学)	2		2		

授業科目の名称		配当年次	単位数(必修)	単位数(選択)	単位数(自由)
授 科	(看護病態機能学)				
	看護生体機能学特論Ⅰ	1		2	
	看護生体機能学特論Ⅱ	1		2	
	看護生体機能学演習	2		2	
	看護病態機能学研究法Ⅰ	1		2	
	看護病態機能学研究法Ⅱ	1		2	
	看護病態機能学研究法Ⅲ	2		2	
目 の 概	(感染看護学)				
	感染基礎論	1		2	
	応用無菌法論	1		2	
	感染症診断・医療処置論	1		2	
	感染症看護論	1		2	
	感染防止方法論	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ(感染看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(感染看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(感染看護学)	2		2	
	感染高度実践看護演習Ⅰ	1		2	
	感染高度実践看護演習Ⅱ	1		2	
	特別課題演習(感染看護学)	2		2	
	感染高度実践看護実習Ⅰ	1		3	
	感染高度実践看護実習Ⅱ	2		3	
感染高度実践看護実習Ⅲ	2		4		
要	(生活機能看護学)				
	生活機能看護学特論Ⅰ	1		2	
	生活機能看護学特論Ⅱ	1		2	
	生活機能看護学演習Ⅰ	1		2	
	生活機能看護学演習Ⅱ	2		2	
	看護学特別研究Ⅰ(生活機能看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(生活機能看護学)	2		2	
看護学特別研究Ⅲ(生活機能看護学)	2		2		
[分野別専門科目] <看護基礎開発分野> (環境設計看護学)	看護人材育成開発論	1		2	
	環境設計看護学・看護教育学演習	1		2	
	人間生活環境論	1		2	
	環境設計看護論	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ(環境設計看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(環境設計看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(環境設計看護学)	2		2	

授業科目の名称		配当年次	単位数(必修)	単位数(選択)	単位数(自由)
授 業	(看護教育学)				
	看護人材育成開発論	1		2	
	環境設計看護学・看護教育学演習	1		2	
	看護生涯学習・キャリア設計論	1		2	
	カリキュラム開発・プログラム論	1		2	
	看護学特別研究Ⅰ(看護教育学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(看護教育学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(看護教育学)	2		2	
科 目 の 概 要	[分野別専門科目]				
	<生涯健康看護分野>				
	(母性看護学)				
	母性健康生活論	1		2	
	母性援助論Ⅰ	1		2	
	母性援助論Ⅱ	1		2	
	母性現象看護論	1		2	
	母性治療看護論	1		2	
	母性治療看護演習Ⅰ	1		2	
	母性治療看護演習Ⅱ	2		2	
	母性高度実践看護実習Ⅰ	1		2	
	母性高度実践看護実習Ⅱ	2		2	
	母性高度実践看護実習Ⅲ	2		2	
	母性治療看護実習Ⅰ	1		2	
	母性治療看護実習Ⅱ	2		2	
	特別課題演習(母性看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅰ(母性看護学)	1		2	
	看護学特別研究Ⅱ(母性看護学)	2		2	
	看護学特別研究Ⅲ(母性看護学)	2		2	
	(小児看護学)				
小児健康生活論	1		2		
小児看護援助論	1		2		
小児看護援助論演習Ⅰ	1		2		
小児看護援助論演習Ⅱ	1		2		
小児身体・発達アセスメント演習	1		2		
小児看護臨床薬理・判断過程演習	1		2		
小児高度実践看護実習Ⅰ	1		3		
小児高度実践看護実習Ⅱ	2		3		
小児高度実践看護実習Ⅲ	2		2		
小児治療看護実習	1		2		
特別課題演習(小児看護学)	2		2		
看護学特別研究Ⅰ(小児看護学)	1		2		
看護学特別研究Ⅱ(小児看護学)	2		2		
看護学特別研究Ⅲ(小児看護学)	2		2		

授業科目の名称		配当年次	単位数(必修)	単位数(選択)	単位数(自由)
授 業 科	(精神看護学)				
	精神看護特論		1	2	
	精神看護方法論Ⅰ		1	2	
	精神看護方法論Ⅱ		1	2	
	精神高度実践看護演習Ⅰ		1	2	
	精神高度実践看護演習Ⅱ		2	2	
	精神治療看護演習		1	2	
	精神高度実践看護実習Ⅰ		1	1	
	精神高度実践看護実習Ⅱ		1	4	
	精神高度実践看護実習Ⅲ		2	3	
	精神治療看護実習		1	2	
	特別課題演習(精神看護学)		2	2	
	看護学特別研究Ⅰ(精神看護学)		1	2	
	看護学特別研究Ⅱ(精神看護学)		2	2	
	看護学特別研究Ⅲ(精神看護学)		2	2	
目 の 概 要	(成人看護学)				
	成人看護特論		1	2	
	成人看護方法論Ⅰ		1	2	
	成人看護方法論Ⅱ		1	2	
	慢性治療看護論		1	2	
	慢性看護活動論Ⅰ		1	2	
	慢性看護活動論Ⅱ		2	2	
	慢性高度実践看護実習Ⅰ		1	2	
	慢性高度実践看護実習Ⅱ		2	2	
	慢性高度実践看護実習Ⅲ		2	2	
	慢性治療看護演習Ⅰ		1	2	
	慢性治療看護演習Ⅱ		1	2	
	慢性治療看護実習Ⅰ		1	2	
	慢性治療看護実習Ⅱ		2	2	
	特別課題演習(慢性看護学)		2	2	
看護学特別研究Ⅰ(成人看護学)		1	2		
看護学特別研究Ⅱ(成人看護学)		2	2		
看護学特別研究Ⅲ(成人看護学)		2	2		
	(老人看護学)				
	老人看護論		1	2	
	老人健康生活評価論		1	2	
	老人看護サポートシステム論		1	2	
	老人看護病態・治療論		1	2	
	老人看護援助論		1	2	
	老人治療看護演習Ⅰ		1	2	
	老人治療看護演習Ⅱ		1	2	
	老人高度実践看護実習Ⅰ		1	2	
	老人高度実践看護実習Ⅱ		1	2	
	老人高度実践看護実習Ⅲ		2	2	
	老人治療看護実習Ⅰ		1	2	
	老人治療看護実習Ⅱ		2	2	
	特別課題演習(老人看護学)		2	2	
	看護学特別研究Ⅰ(老人看護学)		1	2	
看護学特別研究Ⅱ(老人看護学)		2	2		
看護学特別研究Ⅲ(老人看護学)		2	2		

授業科目の名称		配当年次	単位数(必修)	単位数(選択)	単位数(自由)	
授 業 科 目 の 概 要	[分野別専門科目] <広域健康看護分野> (組織看護学)					
	看護経営管理論		1	2		
	看護経済学		1	2		
	看護情報学		2	2		
	組織看護学特論		1	2		
	看護学特別研究Ⅰ(組織看護学)		1	2		
	看護学特別研究Ⅱ(組織看護学)		2	2		
	看護学特別研究Ⅲ(組織看護学)		2	2		
	基礎課題ゼミナール		1	2		
	ヘルスケア組織論		1	2		
	人材育成開発論		1	2		
	プロジェクトマネジメント		1	2		
	疫学統計		1	2		
	地域ケアシステム論		1	2		
	人間関係の心理学		1	2		
	ヘルスケアシステム演習		1	1		
	保健医療福祉戦略論		1	2		
	ヘルスケアにおける質管理		2	2		
	組織看護学リーダーシップ特論		1	2		
	組織看護学リーダーシップ実習		2	4		
	看護実践研究Ⅰ(組織看護学)		1	1		
	看護実践研究Ⅱ(組織看護学)		2	2		
	(地域看護学)					
	地域看護活動論Ⅰ		1	2		
地域看護活動論Ⅱ		1	2			
高度公衆衛生看護演習		1	2			
看護学特別研究Ⅰ(地域看護学)		1	2			
看護学特別研究Ⅱ(地域看護学)		2	2			
看護学特別研究Ⅲ(地域看護学)		2	2			
基礎課題ゼミナール		1	2			
ヘルスケア組織論		1	2			
人材育成開発論		1	2			
プロジェクトマネジメント		1	2			
疫学統計		1	2			
地域ケアシステム論		1	2			
人間関係の心理学		1	2			
ヘルスケアシステム演習		1	1			
保健医療福祉戦略論		1	2			
ヘルスケアにおける質管理		2	2			
地域看護学リーダーシップ特論		1	2			
地域看護学リーダーシップ実習		2	4			
看護実践研究Ⅰ(地域看護学)		1	1			
看護実践研究Ⅱ(地域看護学)		2	2			

授業科目の名称		配当年次	単位数(必修)	単位数(選択)	単位数(自由)	
授 業 科	(国際地域看護学)					
	国際地域看護概論	1		2		
	国際地域看護活動論	1		2		
	地域開発論	1		2		
	国際地域看護実践演習Ⅰ	1		2		
	国際地域看護実践演習Ⅱ	2		2		
	国際地域看護実践演習Ⅲ	2		2		
	インターナショナル・フィールド・スタディ	1		2		
	看護実践研究(国際地域看護学)	2		2		
	看護学特別研究Ⅰ(国際地域看護学)	1		2		
	看護学特別研究Ⅱ(国際地域看護学)	2		2		
	看護学特別研究Ⅲ(国際地域看護学)	2		2		
	目 の 概 要	(災害看護学)				
		災害看護活動論	1		2	
災害看護対象論		1		2		
災害看護技術論		1		2		
災害看護概説		1		2		
災害看護ケア論		1		2		
災害看護実践演習Ⅰ		1		2		
災害看護実践演習Ⅱ		2		2		
災害看護実践演習Ⅲ		2		2		
看護実践研究(災害看護学)		2		2		
看護学特別研究Ⅰ(災害看護学)		1		2		
看護学特別研究Ⅱ(災害看護学)		2		2		
看護学特別研究Ⅲ(災害看護学)		2		2		
要		(在宅看護学)				
	在宅看護活動論	1		2		
	在宅看護援助論Ⅰ	1		2		
	在宅看護援助論Ⅱ	1		2		
	在宅看護方法論Ⅰ	1		2		
	在宅看護方法論Ⅱ	2		2		
	在宅看護管理論	1		2		
	在宅治療援助論	2		2		
	在宅高度実践看護実習Ⅰ	1		3		
	在宅高度実践看護実習Ⅱ	2		3		
	在宅治療看護実習Ⅰ	1		2		
	在宅治療看護実習Ⅱ	2		2		
	特別課題演習(在宅看護学)	2		2		
	看護学特別研究Ⅰ(在宅看護学)	1		2		
	看護学特別研究Ⅱ(在宅看護学)	2		2		
	看護学特別研究Ⅲ(在宅看護学)	2		2		

博士前期課程

(修了要件)

必修科目及び各専門領域が別に定める授業科目を含め下表の単位以上を修得したうえで、
修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。

専門分野	専門領域	高度実践看護コース	研究コース	次世代看護リーダーコース
看護基礎科学分野	がん看護学	44	30	
	看護病態機能学		30	
	感染看護学	44	30	
	生活機能看護学		30	
看護基礎開発分野	環境設計看護学		30	
	看護教育学		30	
生涯健康看護分野	母性看護学	44	30	
	小児看護学	44	30	
	精神看護学	44	30	
	成人看護学	44	30	
	老人看護学	44	30	
広域健康看護分野	組織看護学		30	30
	地域看護学		30	30
	国際地域看護学	32	30	
	災害看護学	34	30	
	在宅看護学	44	30	

別表第2(第5条関係)
看護学専攻博士後期課程

授業科目の名称		配当年次	単位数(必修)	単位数(選択)	単位数(自由)
授	〔看護学共通科目〕				
	理論看護学Ⅰ	1	2		
	理論看護学Ⅱ	1		2	
	看護学研究法	1	2		
	量的看護研究法応用	1		2	
	質的看護研究法応用	1		2	
	高等社会統計学	1		2	
	哲学的人間学Ⅱ	1		2	
業 科 目 の 概 要	〔専門分野別科目〕				
	(看護基礎科学分野)				
	治療看護学特論	1		2	
	治療看護学演習	1		4	
	看護病態機能学特論	1		2	
	看護病態機能学演習	1		4	
	感染看護学特論Ⅲ	1		2	
	感染看護学演習Ⅲ	1		4	
	生活機能看護学特論Ⅲ	1		2	
	生活機能看護学演習Ⅲ	1		4	
	(生涯健康看護分野)				
	発達看護学特論Ⅰ	1		2	
	発達看護学演習Ⅰ	1		4	
	発達看護学特論Ⅱ	1		2	
	発達看護学演習Ⅱ	1		4	
	健康看護学特論Ⅰ	1		2	
	健康看護学演習Ⅰ	1		4	
	健康看護学特論Ⅱ	1		2	
	健康看護学演習Ⅱ	1		4	
	健康看護学特論Ⅲ	1		2	
	健康看護学演習Ⅲ	1		4	
	(広域健康看護分野)				
	組織看護学特論	1		2	
	組織看護学演習	1		4	
	地域看護学特論	1		2	
	地域看護学演習	1		4	
	国際地域看護学特論	1		2	
	国際地域看護学演習	1		4	
	災害看護学特論	1		2	
	災害看護学演習	1		4	
	在宅看護学特論	1		2	
	在宅看護学演習	1		4	
(自由選択)					
インディペンデントスタディ	1~3				1~2
〔博士論文支援科目〕					
	英語論文の書き方	1		1	
	研究計画ディベロップメントⅠ	1	1		
研究計画ディベロップメントⅡ	1	1			

(修了要件)

授業科目のうち、看護学共通科目から4単位以上、専門分野別科目から6単位以上(特論2単位以上、演習4単位以上)及び博士論文支援科目から2単位以上、合計12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

別表第3(第5条関係)

共同災害看護学専攻

授業科目の名称	担当大学	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
〔災害看護学の基盤を支える科目群〕					
看護研究	東京医科歯科大学	1		2	
理論看護学	千葉大学	1・2・3		1	
危機管理論	兵庫県立大学	1・2・3		1	
環境防災学Ⅰ	高知県立大学	1・2・3		1	
環境防災学Ⅱ	千葉大学	1・2・3		1	
グローバルヘルス	東京医科歯科大学	1・2・3		1	
専門職連携実践論	千葉大学	1・2・3		1	
災害時専門職連携演習	千葉大学	1・2・3		1	
災害医療学	日本赤十字看護大学	1・2・3		1	
災害心理学	兵庫県立大学	1・2・3		1	
災害と文化	千葉大学	1・2・3		1	
災害社会福祉学	高知県立大学	1・2・3		1	
災害法制度と政策論	東京医科歯科大学	1・2・3		1	
Professional writing	高知県立大学	1・2・3		1	
Proposal writing (Research proposal writing skill)	東京医科歯科大学	1・2・3		1	
Program writing (Program proposal writing skill)	兵庫県立大学	1・2・3		1	
〔災害看護学の専門科目群〕					
災害看護学総論	兵庫県立大学	1		2	
災害看護活動論Ⅰ(急性期)	東京医科歯科大学	1		2	
災害看護活動論Ⅱ(亜急性期)	日本赤十字看護大	1		2	
災害看護活動論Ⅲ(復旧・復興)	学 千葉大学	1		2	
災害看護活動論Ⅳ(備え)	高知県立大学	1		2	
災害看護倫理	兵庫県立大学	2		1	
災害看護グローバルコーディネーション論	日本赤十字看護大学	2		2	
災害看護リーダーシップ・管理論	高知県立大学	2		2	
災害看護理論構築	兵庫県立大学	3		2	
インターンシップⅠ	5大学(共同指導)	1・2・3・4・5		5	
インターンシップⅡ	5大学(共同指導)	1・2・3・4・5		5	

〔インディペンデント学修科目群〕					
災害看護ゼミナール A	高知県立大学	1・2・3		2	
災害看護ゼミナール B	兵庫県立大学	1・2・3		2	
災害看護ゼミナール C	東京医科歯科大学	1・2・3		2	
災害看護ゼミナール D	千葉大学	1・2・3		2	
災害看護ゼミナール E	日本赤十字看護大学	1・2・3		2	
インディペンデントスタディ I	高知県立大学	1・2・3・4・5		1	
インディペンデントスタディ II	兵庫県立大学	1・2・3・4・5		1	
インディペンデントスタディ III	東京医科歯科大学	1・2・3・4・5		1	
インディペンデントスタディ IV	千葉大学	1・2・3・4・5		1	
インディペンデントスタディ V	日本赤十字看護大学	1・2・3・4・5		1	
〔災害看護学研究支援科目群〕					
災害看護研究ゼミナール	5 大学(共同指導)	1		5	
実践課題研究	5 大学(共同指導)	2	<u>5</u>		
災害看護研究デベロップメント	5 大学(共同指導)	3	<u>5</u>		
博士論文	5 大学(共同指導)	3~5	<u>5</u>		

(備考) インディペンデントスタディ I ~ V の担当大学は、各科目の担当教員の所属大学となる。

(修了要件)

標準修業年限の 5 年以上在籍し、修了要件 50 単位以上の単位を修得した者で必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格することを要件とする。

修了要件 50 単位のうち、「災害看護学の基盤となる科目群」から 6 単位以上、「災害看護学の専門科目群」から 10 単位以上を修得し、かつ「インターンシップ I」「インターンシップ II」のいずれか 1 科目以上を履修すること。

また、それぞれの構成大学において 10 単位以上を修得すること。

別表第4(第5条関係)

免許法施行規則に定める科目区分	教育職員免許法に定める単位数	左記に対応する本大学院開設科目		備考			
		授業科目	単位数				
			必修		選択		
教職に関する科目	24	教育学特講	2				
養護に関する科目		実践看護論	2				
		看護研究法Ⅰ	2				
		看護研究法Ⅱ	1				
		看護研究法Ⅲ	1				
		心理療法原論		2		6単位中2単位以上を履修	
		保健統計学		2			
		臨床疫学		2			
		看護倫理	2				
		家族看護学	2				
		小児健康生活論	2				
		地域看護活動論Ⅰ	2				
		母性健康生活論		2			小児看護学専門領域に属する者が8単位中6単位以上を履修
		小児看護援助論		2			
		小児看護援助論演習Ⅰ		2			
		小児看護援助論演習Ⅱ		2			
		地域看護活動論Ⅱ		2		地域看護学専門領域に属する者が履修	
		地域ケアシステム論		2			
		高度公衆衛生看護演習		2			

履修要件

以下の要件全てに当てはまる者に教職課程科目の履修を認める。

- ① 養護教諭1種免許状授与の所要資格を有する。
- ② 看護学専攻博士前期課程(修士課程)に在籍している。
- ③ 生涯健康看護分野小児看護学専門領域もしくは広域健康看護分野地域看護学専門領域に属している。